

DHL代金決済システム会員規約

私（以下「会員」という）はSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）の運送代金決済制度の継続利用を希望するので、以下の規約を承認の上、入会を申込みます。

第1条（制度の概要）

本制度は、会員が表記記載のディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社（以下「DHL」という）との間で、役務の提供を受ける契約（以下「運送契約」という）を締結する際に、会社が設定した利用限度額の範囲内で、都度の代金決済に代えて、その運送代金並びにDHLが会員に代わって支払った関税及びその他の税金（以下「立替納税金」といい、運送代金と立替納税金を総称して「運送代金等」という）を会員に代わってDHLに立替払することを会社に委託し、会社はこれを受託してDHLに立替をなし、会社は後日会員から所定の方法により立替代金の返済をうける制度です。

第2条（会員）

1. 会員とは、本規約を承認の上、DHLを通じて会社に対して入会を申込み、会社が審査により適格と認めた法人並びに個人事業者をいいます。なお、会社が入会を認めた時に、本制度に係る基本契約が成立するものとします。
2. 会員は、会社の審査に協力するものとします。

第3条（連帯保証人予定者）

1. 連帯保証人予定者は、本制度に関わる一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。
2. 連帯保証人予定者の前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）は、金20,000,000円とします。
3. 連帯保証人予定者は、前項に定める保証限度額が変更される場合があることに承諾します。変更後の保証限度額は、会社が別途通知するものとします。
4. 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。

①会員の財産及び収支の状況

②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況

③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5. 連帯保証人予定者は、会社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。
6. 会社が連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人予定者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
7. 連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、連帯保証人予定者は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による会社の事前の承諾がなければ会社の権利に代位しません。
8. 連帯保証人予定者は、会社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
9. 会員は、会社が連帯保証人予定者に対して、会員の会社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第4条（利用限度額）

1. 利用限度額は、会員の希望額を会社が審査し、DHLを通じて会員に通知するものとします。ただし、会社が必要と認めた場合は、いつでも利用限度額を変更できるものとし、変更の際はその都度DHLを通じて変更額を会員に通知するものとします。
2. 会員は利用限度額を遵守するものとします。なお、利用限度額を超過した場合でも、本規約の各条項に従い履行するものとします。
3. 会員が利用限度額の変更を希望する場合は、DHLを通じて会社に申し出て、会社が審査決定するものとします。

第5条（役務の提供）

1. 会員が本制度を利用してDHLに対し運送契約の申込みをする場合には、電話、ファックス、インターネット等、DHL所定の方法により行うものとします。

2. DHLが会員から前項の申込みを受けたときは、当該会員の会員番号及び運送代金等が利用限度額の残高の範囲内であることを確認の上、DHLは、会員が希望する役務を提供し、役務提供後速やかに明細書を会員の指定する場所に発送するものとします。

3. 会員は、万一明細書と運送代金等が一致しない場合には、直ちにDHLに連絡し、対応等を協議するものとします。

第6条（運送契約に関する紛議）

運送契約に関する紛議は、すべて会員とDHLにおいて解決するものとし、会員は、これを理由に会社に対する本規約上の債務の支払を怠ることができないものとします。

第7条（利用代金の決済及び遅延損害金）

1. 会員は、会社が表記締切日に締め切り計算した利用代金を、会員が届け出た表記金融機関の預金口座からの自動振替により、表記のお支払日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に一括で会社に支払うものとします。

2. 会社は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。

3. 会員が支払期日に支払を遅滞した場合には、その翌日から完済に至るまで、当該金額につき年20.0%の割合の遅延損害金を付加して会社に支払うものとします。

第8条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、支払期日にかかわらず、当然に期限の利益を失い、会員は、直ちに本制度利用により会社に対して負担する債務全額を支払うものとします。この場合、会員は会社の請求により商品等及び担保物件を引き揚げられても異議ないものとします。

①会社に対する支払を1回でも遅滞したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦会員資格を取消されたとき。

2. 会員は、前項に該当し、本制度利用により会社に対して負担する債務全額を支払う場合には、会社の本社、支店、営業所、センターへ持参又は送金して支払うものとします。ただし、会社が認めた場合は、再度口座振替により支払うことができるものとします。

第9条（清算）

会員は、会社の要求により商品等を返還した場合は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により会社において取立て又は処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、所定の順序にかかわらず債務の返済に充当されても異議ないものとし、なお、残債務があるときは直ちに返済するものとします。

第10条（支払金等の充当順位）

会員の返済した金額が本規約及びその他の取引に基づく会員の会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員は会社からの通知なくして、会社の認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。

第11条（相殺）

期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由により会員が会社に対する債務を履行しなければならない場合には、当該債務と会員が会社に対して有する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも会社は、会員への通知なくして相殺することができるものとします。

第12条（公租公課・費用等の負担）

1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務、並びに本制度の利用及び本規約に基づく費用に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、公租公課に変更されたときは、変更後の公租公課を負担するものとします。
2. 会員は、会社が商品等を引き取ったことにより会社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を会社が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。
3. 会員は次の費用を負担します。
 - ①会員が会社に対する支払に要する送金手数料等。
 - ②会員が支払を遅滞したことにより、会社が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき又は会社が会員に振込用紙を送付したときは、各手続1回につき330円（税込）。
 - ③会員が支払を遅滞等、会員の責めに帰すべき事由により、会社が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円（税込）。
 - ④会社が会員又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。

第13条（届出事項の変更）

1. 会員は、名称・氏名、住所、事業内容、利用代金の決済口座、その他法令に基づく会社への届出事項等に変更があったときは、直ちにDHL及び会社に届け出るものとします。
2. 会員が前項の届出を怠ったため、DHL及び会社からの通知又は送付された書類が到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに同意します。

第14条（報告及び調査）

1. 会員及び連帯保証人予定者は、財産・経営状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 会員及び連帯保証人予定者は、財産、経営状況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、会社から請求がなくても、会社に対し直ちに報告するものとします。

第15条（担保提供）

1. 会社において債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、会員は会社からの請求により直ちに会社の承認する担保若しくは増担保を差し入れ、又は保証人を立て、若しくはこれを追加するものとします。
2. 会社に差し入れている担保、及び将来差し入れる担保は、契約上の債務並びにその他会社に対して現在及び将来負担する一切の債務を共通に担保するものとします。

第16条（債権譲渡）

会員及び連帯保証人予定者は、入会契約成立後、契約に基づく会社の一切の債権を、会社が金融機関、その他第三者に担保として提供し、あるいは譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

第17条（利用停止及び会員資格の取消）

1. 会社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、何ら通知・催告を要せず本制度の利用を停止し、又は会員資格を取消することができるものとします。
 - ①会社に対して虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約に違反したとき。
 - ③本規約に基づく債務又は会社と会員とのその他の取引に基づく債務の履行を怠ったとき。
 - ④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当したとき。
 - ⑤会社若しくは個人信用情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあると会社が判断したとき。
 - ⑥本制度の利用状況が不適當又は不審があると会社が判断したとき。
 - ⑦関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社が本制度の利用を停止する義務を負うとき。

⑧会員への通知、連絡が不能と会社が判断したとき。

⑨その他会社が会員として不適格と判断したとき。

2. 会員資格を取消され又は本制度の利用を停止された場合は、会員は、本制度を利用してDHLと運送契約を締結することはできないものとします。

3. 会員資格を取消され又は本制度の利用を停止された事実を会社がDHLに通知することを、会員は、あらかじめ承諾するものとします。

第18条（退会）

1. 会員は、本制度に基づく債務を完済後、会社所定の退会届を提出することで退会することができます。この場合会員は、会社がDHLに退会した事実を通知することを承諾するものとします。

2. 会員は、本規約の変更について会社から通知を受け、変更につき承諾しない場合には、会社所定の退会届を会社に提出することにより退会することができます。この場合、会員は退会後も、会社に対して負担する債務につき、本規約に基づき支払うこととします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会社の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条（規約の変更）

会社は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、会社のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。

第21条（反社会的勢力との取引の排除）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団。

②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。

③暴力団準構成員。

④暴力団関係企業。

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。

⑥前各号の共生者。

⑦その他前各号に準ずる者。

2. 会員及び連帯保証人予定者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第22条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを

表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

2.会員及び連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

3.会社は、会員及び連帯保証人予定者の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができますものとし、会員及び連帯保証人予定者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4.前項の求めに対する会員及び連帯保証人予定者の回答、具体的な利用内容、会員及び連帯保証人予定者の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5.前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員及び連帯保証人予定者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6.会社は、会員及び連帯保証人予定者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除することができるものとします。

【お問い合わせ・相談窓口等】

①運送契約(商品等) についてのお問い合わせ、ご相談は表記 DHL にご連絡ください。

②立替払契約(お支払) についてのお問い合わせ、ご相談は下記 SMBC ファイナンスサービス株式会社におたずねください。

SMBC ファイナンスサービス株式会社

お客さま相談室

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

電話番号：050-3827-0375

受付時間：9：30～17：00（1月1日休み）